



広島市景観計画（抜粋）

Hiroshima City Landscape Plan



(イ) 原爆による廃墟からの復興の過程で生まれた資源

- a 被爆からの復興に当たっては、昭和24年に、広島市を恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として建設することを目的とした*広島平和記念都市建設法が制定されました。この法律等に基づき整備された原爆ドームを含む平和記念公園、平和大通り、河岸緑地などは、平和都市広島固有の景観形成に大きな役割を果たしています。



⑧ 原爆ドーム
(大正4年広島県物産陳列館として建築)



⑨ 平和大通り(昭和40年全面開通)



⑩ 河岸緑地(昭和27年計画決定)

- b 特に、平和記念資料館本館、原爆死没者慰霊碑(広島平和都市記念碑)、原爆ドームは、東西に走る平和大通りに直行する南北軸線上に配置されており、これは丹下健三氏が設計した平和記念公園の設計の基本理念の柱となるものです。この軸線を見通す景観は、恒久平和を祈念する広島市民の思いとともに、平和の象徴としての原爆ドームの存在感を確保する観点から、また、本市の都市づくりの基軸の一つとして、次世代に引き継ぐべき大切な存在です。



⑪ 軸線上に原爆ドームを見通す景観



⑫ 原爆ドームを望む南北軸

- c 平和記念資料館及び世界平和祈念聖堂は、被爆からの復興を象徴するとともに、世界恒久平和の実現を祈念する施設として建設され、戦後の建築物として初めて国の重要文化財に指定されました。(平成18年7月5日指定)



⑬ 広島平和記念資料館本館
(昭和30年建築)



⑭ 世界平和祈念聖堂
(昭和29年建築)

第3章 理念、基本方針

1 理念

世界に誇れる「まち」の実現に向けて、広島を歴史・文化を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に囲まれた自然を生かした個性的で魅力ある景観づくりを進め、美しく品のある都市景観を創出します。

2 基本方針

広島らしい風情があり、おもてなしの心あふれる景観づくり

(1) 平和都市広島を象徴する景観づくり

原爆ドームや平和記念公園、平和大通りなどの景観資源により醸し出されるたたずまいを礎に、世界平和を希求する市民、広島を訪れる人々が、平和を祈り、平和を考え、安らぎ、くつろぐことのできる環境の整備や、原爆ドームを貫く南北軸線上の象徴的な眺望景観の確保など、平和都市広島を象徴する景観づくりを進めます。

(2) 歴史や文化の香り漂う景観づくり

被爆後の歴史のみならず、広島のにしえからの歴史や文化を直接感じることで、できる貴重な資源の価値を再認識し、これらを守り生かしながら、地域に根ざした長年の歴史や文化の香り漂う景観づくりを進めます。

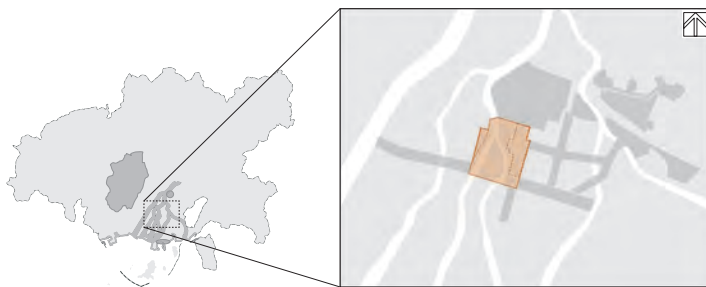
(3) 水と緑を生かした潤いと安らぎのある景観づくり

広島を景観上重要な構成要素である太田川や瀬戸内海、市街地周辺の山々など豊かな自然の保全、水辺空間の利活用や地域住民による里山の再生などにより、「*水の都ひろしま」として、自然と人の活動が織りなす潤いと安らぎのある美しい景観づくりを進めます。

(4) にぎわいがあり、おもてなしの心を感じる景観づくり

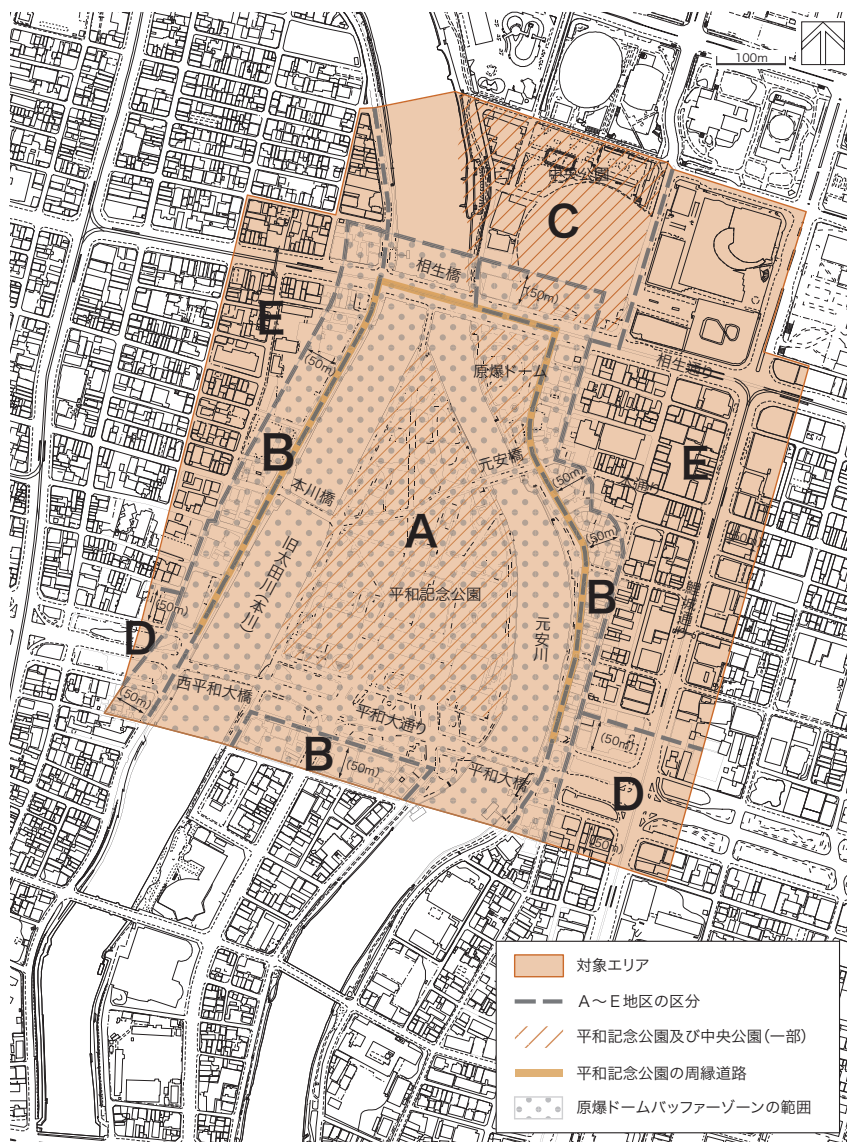
世界中から広島を訪れる人々や市民が、憩い、楽しみ、快適に過ごすことができるよう、*都心の再開発や大規模未利用地での新たな土地活用、公共空間での花と緑あふれる演出や、美化の促進などを通じて人をひきつける魅力を高め、人がにぎわい、おもてなしの心が感じられる景観づくりを進めます。

① 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区



1 対象エリア

原爆ドームの*バッファゾーンを中心に、東は鯉城通りとその道路端から50メートル以内の区域、西は河岸から2番目の街区まで、また、北はNTTクレド基町ビルを含む街区までの区域を基本に、以下のとおりとします。



A地区（平和記念公園地区）	：平和記念公園と平和大通り等の道路、河川、河岸緑地を含む地区
B地区（*バッファゾーン地区）	：世界遺産である原爆ドームの*バッファゾーンのうち、A地区を除く地区
C地区（原爆ドーム背景地区）	：世界遺産である原爆ドームの*バッファゾーンの北側に位置する地区
D地区（平和大通り沿道地区）	：平和大通りの沿道の地区
E地区（周辺市街地地区）	：平和記念公園からの眺望に配慮する必要がある地区

原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区の位置図

2 景観形成の方針

原爆ドームは、人類史上最初の原子爆弾による被爆の惨禍を伝える歴史の証人であり、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願う世界の人々の心のよりどころとなっています。そして、平和記念公園は、原爆の犠牲になった多くの人々の霊を慰めるとともに、二度とこのような悲惨な出来事を起こしてはならないという決意を込めて、*広島平和記念都市建設法に基づく「恒久の平和を記念すべき施設」として整備された公園で、国の名勝に指定されています。

世界遺産である原爆ドームを含む平和記念公園においては、市民や国内外から広島を訪れる人々が、平和を祈り、平和を考え、安らぎ、くつろぐことができる環境を整えていく必要があります。また、その周辺地区においては、世界遺産の周辺にふさわしい品格ある雰囲気と都市的なにぎわいととのバランスがとれた都市空間を形成していく必要があります。

景観形成の方針	
A地区 (平和記念公園地区)	<p>平和記念公園と平和大通り等の道路、*橋りょう、河川、河岸緑地を含む地区とし、平和記念公園の役割にふさわしい良好な景観の保全及び形成を図ります。</p> <p>ア 建築物等のデザインは、平和記念公園のたたずまいとの調和を図ります。 イ 平和記念公園に接する平和大通りは、公園へのアプローチ部として、ゲート性などに配慮した空間整備を進めます。 ウ デザインに配慮した河岸の散策路、道路等の整備や案内誘導サインの充実などに取り組みます。 エ 水辺空間の利活用の推進を図ります。 オ 建築物等の色彩については、平和記念公園の落ち着いた雰囲気と調和するよう、高明度、低彩度を基調とします。</p>
B地区 (*バッファゾーン地区)	<p>世界遺産である原爆ドームの*バッファゾーンのうち、A地区を除く地区とし、原爆ドーム及び平和記念公園を取り囲む地区にふさわしい良好な景観の形成を図ります。</p> <p>ア 北側の区域は、平和記念公園の南側から見た南北軸の延長線上にあり、原爆ドームの背景に位置するため、平和記念資料館本館下からの眺望に配慮します。 イ 東側の区域のうち、原爆ドームに近接する街区については、相生橋から元安橋までの元安川右岸からの眺望に配慮するとともに、これに隣接する街区については、*スカイラインに配慮します。 ウ 南側と西側の区域は、平和記念公園からの眺望に配慮するとともに、南側の区域は、建築物等のデザインについて特に工夫します。 エ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。 オ 建築物等の敷地においては、景観に潤いを与えるため、原爆ドームや平和記念公園、平和大通り、河岸緑地、沿道の並木等との連続性、調和を確保して緑化を推進するとともに、建築物等の屋上緑化や壁面緑化に努めます。 カ 建築物等の色彩については、原爆ドーム周辺の環境を適切に保全するため、高明度、低彩度を基調とします。</p>

<p>C地区 (原爆ドーム背景地区)</p>	<p>世界遺産である原爆ドームの背景に位置する地区とし、原爆ドームの存在感に配慮した景観の形成を図ります。</p> <p>ア 平和記念公園の南側から見た南北軸の延長線上からの眺望に配慮します。 イ 平和記念公園と連携し、世界遺産原爆ドーム及び平和記念公園周辺にふさわしい品格ある雰囲気と都市的なにぎわいととのバランスがとれた空間の形成を図ります。 ウ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。 エ 建築物等の敷地においては、景観に潤いを与えるため、原爆ドームや平和記念公園、河岸緑地、沿道の並木等との連続性、調和を確保して緑化を推進するとともに、建築物等の屋上緑化や壁面緑化に努めます。 オ 水辺空間の利活用を図り、にぎわいを演出します。 カ 建築物等の色彩については、平和記念公園や河岸緑地の樹木とも調和するよう、高明度、低彩度を基調とします。</p>
<p>D地区 (平和大通り沿道地区)</p>	<p>平和大通り沿道の地区とし、平和記念公園及び平和大通りからの眺望に配慮した景観の形成を図ります。</p> <p>ア 平和記念公園からの眺望に配慮しながら、平和大通り沿道の建築物等と緑豊かな道路空間が一体となった美しい街並み景観の形成を図ります。 イ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。 ウ 建築物等の敷地においては、景観に潤いを与えるため、原爆ドームや平和記念公園、平和大通り、河岸緑地、沿道の並木等との連続性、調和を確保して緑化を推進するとともに、建築物等の屋上緑化や壁面緑化に努めます。 エ 建築物等の色彩については、平和記念公園や平和大通りの景観と調和するよう、高明度、低彩度を基調とします。</p>
<p>E地区 (周辺市街地地区)</p>	<p>平和記念公園からの眺望に配慮する必要がある地区とし、東西の区域ごとに景観の形成を図ります。</p> <p>ア 東側の区域は、低層階においてにぎわいや楽しさを演出しつつ、*都心の目抜き通りを中心とした商業・業務地区にふさわしい街並み景観の形成を図るとともに、高層階については平和記念公園からの見え方に配慮します。 イ 西側の区域は、住宅と商業・業務施設等が調和した落ち着いた落ち着きのある街並み景観の形成を図ります。 ウ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、にぎわいの演出に努めます。 エ 建築物の低層階は、店舗などの立地によるにぎわいの創出を図ります。 オ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化や建築物等の屋上緑化や壁面緑化に努めます。 カ 建築物等の色彩については、原爆ドームの*バッファゾーンに隣接する地区であることに配慮し、高明度、低彩度を基調とする。</p>